

## 第103回知的財産問題研究会（IP 部会）

テーマ『音楽教室から著作権料』

日時：2024年5月10日（金）13：30～15：30

場所：浜松地域イノベーション機構 セミナー室+WEB 開催

講師：斉藤 誠（音楽教育を守る会事務局）

2022年10月24日に最高裁判決が出た「音楽教室 vs JASRAC 事件」について、2017年2月の報道から5年半に及ぶ裁判の舞台裏や現状について、音楽教育を守る会の実務担当者として対応された斉藤誠氏に解説いただいた。

### 音楽教室 vs JASRAC 事件

事件名：音楽教室における著作物使用にかかる請求権不存在確認事件

原告：音楽教室事業者約250社

被告：JASRAC

### 請求の主旨

1. 個人教室に訴訟する利益があるか
2. 音楽教室における生徒の演奏は「公衆」に対してのものか
3. 音楽教室における教師の演奏は「聞かせる目的」なのか
4. 2小節以内の演奏について演奏権が及ぶか
5. （テキストで複製権処理済）演奏権は消尽しているか
6. 教室における録音物の再生は適法か
7. 著作権使用料の徴収が権利濫用にあたるか

一審判決：すべて請求棄却

控訴審判決：（原告の控訴に対して）上記2以外は控訴棄却

最高裁判決：被告の上告棄却（生徒の演奏の著作物使用にかかる請求権不存在が確定）

### 感想

事件の内容はもちろんのこと、訴訟対応の難しさがよく分かった。訴訟対応は、裁判所がどう考えるかという視点を持つことが大切であることを再認識できた。

以上  
～代表委員～